

第3次安城市市民協働推進計画

令和6年度(2024年度)~令和13年度(2031年度)

推進事業(アクションプラン)編

第1版



目 次

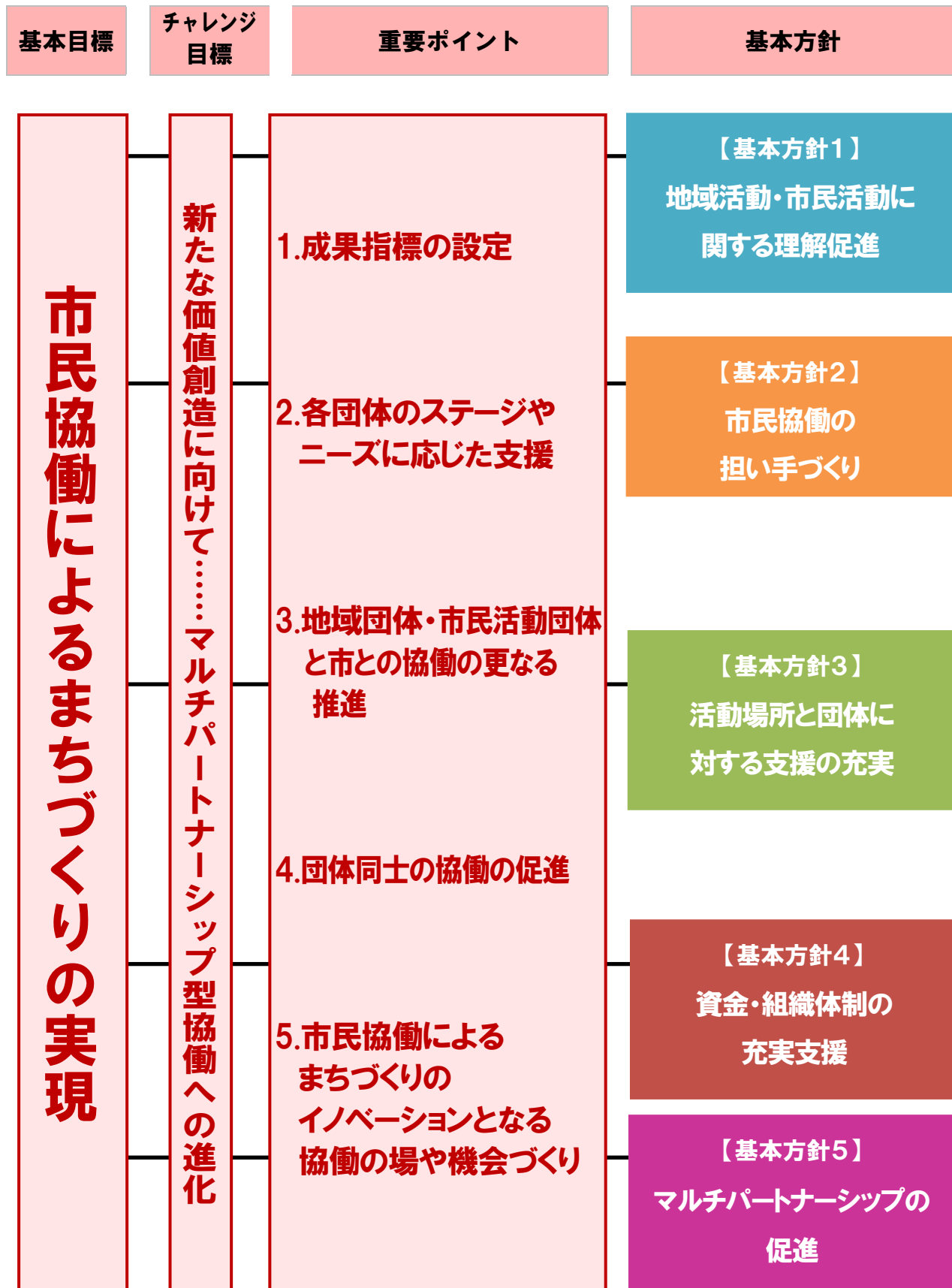
第3次推進計画 施策体系	1
基本方針1 地域活動・市民活動に関する理解促進	3
基本方針2 市民協働の担い手づくり	5
基本方針3 活動場所と団体に対する支援の充実	7
基本方針4 資金・組織体制の充実支援	10
基本方針5 マルチパートナーシップの促進	12

アクションプランについて

第2次安城市市民協働推進計画に引き続き、市民協働によるまちづくりを推進していくため、令和6年3月に、令和13年度を目標年次とした計画期間を8年とする第3次安城市市民協働推進計画を策定しました。

この計画期間において、社会経済環境や時代、市民ニーズ等の変化に対応しながら事業展開を図っていくため、「推進事業」の部分について、毎年進捗状況を評価して見直しを行う「アクションプラン」としてとりまとめています。

第3次推進計画 施策体系



★は今後重点的に取り組んでいく事業

基本施策

推進事業（アクションプラン例示）

(1)地域活動・市民活動に関する
情報発信・共有

★多様な媒体や機会を通じた市民活動や市民協働等に関する情報発信／団体の情報発信の支援／ボランティア活動に関する情報発信

(2)地域活動・市民活動に関する
理解促進

市民活動事例や多様な主体による協働事例の発表会等の開催／協働事例集・チラシの発行／町内会に関する情報提供

(1)地域活動・市民活動への
参加のきっかけづくり

市民協働等に関する情報発信や出前講座の実施／市民活動啓発イベントの開催／子ども地域ボランティア活動の推進／被災地ボランティア活動に対する支援／ボランティア体験プログラムの開催

(2)地域活動・市民活動の
担い手づくり

市民活動入門講座の開催／シルバーカレッジの開催／ボランティア入門講座の開催

(3)市民協働に対する
市職員の理解・参加促進

★職員向け市民協働研修の実施／職員の地域活動・市民活動への自主的・主体的参加の推進

(1)市民活動の拠点整備と
支援機能の充実

ふれあい補償制度の運用／市民活動センターの相談・コーディネート機能の充実と利活用促進／支援拠点施設同士の連携強化／生涯学習ボランティアセンター・青少年ボランティア活動支援センターの運営／アンフォーレの運営／地区公民館の運営／ボランティア保険の周知と加入促進 など

(2)地域課題解決につながる
地域活動・市民活動の支援

団体同士がつながる交流会の開催／★町内会同士の課題や情報共有、交流の促進／市民企画講座の充実／町内福祉委員会研修会の開催／地域福祉活動を推進するための研修会の開催／生活支援ネットワーク会議の開催

(1)補助金など活動資金面の支援

★市民活動補助制度の運用／市民協働推進基金の運用／町内会補助制度の運用／民間助成制度に関する情報提供の実施／地域福祉活動に関する助成制度の運用／ボランティア活動支援のための助成実施

(2)団体の組織基盤整備に
関する支援

スキルアップ講座の開催／市民活動団体運営支援／町内会運営支援／ボランティア養成講座の開催

(1)地域団体や市民活動団体と
市との市民協働の推進

防犯研究会の開催と犯罪抑止事業の実施／減災まちづくり研究会の協働運営／生活困窮者に対する就労準備支援 など

(2)イノベーションとなる
協働の場や機会づくり

公民連携事業など共創の推進／あんじょうSDGs共創パートナー制度の運用／高校生SDGsインタビュー事業の実施／マチナカプレイスメイキング事業の実施／★協働の場・機会づくり「あんじょう協働リビングラボ」の実施

基本方針1 地域活動・市民活動に関する理解促進

◆ 成果指標

協働という言葉の認知度

現状値 【令和4年度(2022年度)】	➔	目標値 【令和13年度(2031年度)】
41.7%		47%

(1) 地域活動・市民活動に関する情報発信・共有

■ 推進事業(アクションプラン)

(No)取組名	取組内容	担当課
(1-1-1) 多様な媒体や機会を通じた市民活動や市民協働等に関する情報発信(★)	広報あんじょう、生涯学習情報誌「あんてな」などの冊子、SNS、市民活動情報サイトなどのウェブサイト等を有効に活用し、市民活動や市民協働等に関する情報を発信します。 また、多くの市民が集まるイベントなどを活用し、市民活動に関するPR等を行います。	市民協働課 生涯学習課
(1-1-2) 団体の情報発信の支援	団体がチラシや SNS 等を通じて自分たちの活動を自ら発信できるように支援します。また、活動をマスコミに取り上げてもらえるようにするため、団体が自らマスコミへ情報発信できるよう支援します。	市民協働課

■ 社会福祉協議会の関連事業

(No)取組名	取組内容
(1-1-3) ボランティア活動に関する情報発信	社協だよりや社会福祉協議会公式ウェブサイトなどを活用してボランティア活動に関する情報を発信します。

(2)地域活動・市民活動に関する理解促進

■ 推進事業(アクションプラン)

(No)取組名	取組内容	担当課
(1-2-1) 市民活動事例や多様な主体による協働事例の発表会等の開催	市民活動や、地域団体、市民活動団体、事業者などの多様な主体による協働事例の発表会、意見交換会等を開催します。 また、より多くの人にみてもらえるように、発表内容を市公式ウェブサイト等で公開していきます。	市民協働課
(1-2-2) 協働事例集・チラシの発行	市民協働に対する理解を深めてもらうため、団体同士や町内会と団体との身近な協働事例を小冊子(事例集)やチラシなどに整理し配布します。	市民協働課
(1-2-3) 町内会に関する情報提供	町内会への理解促進や加入意義の周知のため、活動の紹介など町内会に関する情報提供を行います。	市民協働課

基本方針2 市民協働の担い手づくり

◆ 成果指標

市民活動・ボランティア活動に参加したことがある市民の割合

現状値 【令和4年度(2022年度)】		目標値 【令和13年度(2031年度)】
35.6%		55%

(1) 地域活動・市民活動への参加のきっかけづくり

■ 推進事業(アクションプラン)

(No)取組名	取組内容	担当課
(2-1-1) 市民協働等に関する情報発信や出前講座の実施	市民協働等に関する情報発信や出前講座を実施し、地域活動・市民活動への参加のきっかけづくりをします。	市民協働課
(2-1-2) 市民活動啓発イベントの開催	市民活動の紹介や意見交換など、市民活動の魅力を紹介し、参加を促すための啓発イベントを開催します。	市民協働課
(2-1-3) 子ども地域ボランティア活動の推進	地域団体等が主催するイベントや行事等の運営に、小学生や中学生がボランティアとして参加できる仕組みづくりを研究します。	市民協働課
(2-1-4) 被災地ボランティア活動に対する支援	災害の発生した地域で行う災害支援活動、復興支援活動及び被災地の復興につながる交流活動を支援します。	市民協働課

■ 社会福祉協議会の関連事業

(No)取組名	取組内容
(2-1-5) ボランティア体験プログラムの開催	市内の地域福祉活動を知り、ボランティアを始める機会を提供するために、ボランティア体験プログラムを開催します。

(2)地域活動・市民活動の担い手づくり

■ 推進事業(アクションプラン)

(No)取組名	取組内容	担当課
(2-2-1) 市民活動入門講座の開催	市内で活動する市民活動団体の活動内容を紹介したり、活動を実際に体験したりする講座を開催します。	市民協働課
(2-2-2) シルバーカレッジの開催	熟年世代を対象としたシルバーカレッジを開催し、講座修了者がボランティア活動や地域活動などの多様な活動へ主体的に参加できるよう支援します。	生涯学習課

■ 社会福祉協議会の関連事業

(No)取組名	取組内容
(2-2-3) ボランティア入門講座の開催	ボランティア入門講座や手話講座など、新たにボランティア活動を行う人材を育てる講座を開催します。

(3)市民協働に対する市職員の理解・参加促進

■ 推進事業(アクションプラン)

(No)取組名	取組内容	担当課
(2-3-1) 職員向け市民協働研修の実施(★)	地域活動・市民活動や市民協働に関する理解と参加を促すため、市職員に必要とされる考え方や姿勢などを学ぶ研修会を開催します。 また、研修に適したハンドブックなどを作成します。	市民協働課
(2-3-2) 職員の地域活動・市民活動への自主的・主体的参加の推進	職員向けに、地域活動・市民活動に関する情報を定期的・継続的に提供し、自主的・主体的参加を促します。 また、ボランティア休暇等の利用促進を働きかけていきます。	市民協働課

基本方針3 活動場所と団体に対する支援の充実

◆ 成果指標

市民活動センターの新規登録団体数（累計）

現状値 【令和4年度(2022年度)】 24団体		目標値 【令和13年度(2031年度)】 184 団体 (令和6年度～13年度までの累計)
------------------------------------	--	--

(1) 市民活動の拠点施設と支援機能の充実

■ 推進事業(アクションプラン)

(No)取組名	取組内容	担当課
(3-1-1) ふれあい補償制度の運用	地域活動や市民活動に対して、怪我や賠償責任を補償する制度を運用します。	市民協働課
(3-1-2) 市民活動センターの相談・コーディネート機能の充実と利活用促進	市民や市民活動団体等の「やりたい・やるべき」という想いを実現するため、市民活動センターの相談・コーディネート機能の向上とスタッフのスキルアップを図ります。 また、利用者の声を市民活動センターの運営に反映し、市民活動団体等にとって利活用しやすい施設運営を進めます。	市民協働課
(3-1-3) 支援拠点施設同士の連携強化	市民活動の支援拠点施設同士が、市民活動に関する情報を共有し、それぞれの活動に役立てるため連携していきます。	市民協働課
(3-1-4) 生涯学習ボランティアセンター・青少年ボランティア活動支援センターの運営	ボランティア活動を通じた生涯学習の充実のため、生涯学習ボランティアセンター・青少年ボランティア活動支援センターを通じて市民のボランティア活動や団体活動を支援します。	生涯学習課
(3-1-5) アンフォーレの運営	情報発信、市民の学び・健康づくり及び多様な交流と活動を促進する拠点施設として、アンフォーレの利活用促進のための運営を行います。	アンフォーレ課

(No)取組名	取組内容	担当課
(3-1-6) 地区公民館の運営	学習機会や交流の場であるとともに、地域に軸足を置いた地域のまちづくり・ひとづくりの拠点施設として機能するよう、公民館講座を実施して新規自主グループを育成するなど、地区公民館の運営を行います。	生涯学習課

■ 社会福祉協議会の関連事業

(No)取組名	取組内容
(3-1-7) ボランティア保険の周知と加入促進	安心してボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア保険の周知と加入促進を行います。
(3-1-8) 福祉センターの運営	地域福祉活動を行う拠点施設としての役割を発揮させるため、福祉センターの管理運営を行います。
(3-1-9) 社会福祉協議会ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	社会福祉協議会ボランティアセンターなどにおいて、ボランティア活動に関する相談を受け付けます。また、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする人や団体、福祉施設とのコーディネートを行います。ボランティアコーディネーターとしてのスキルアップを図ります。

(2)地域課題解決につながる地域活動・市民活動の支援

■ 推進事業(アクションプラン)

(No)取組名	取組内容	担当課
(3-2-1) 団体同士がつながる交流会の開催	地域団体や市民活動団体、事業者などがそれぞれの活動を理解し、それぞれが顔見知りとなることで、新たな協働を生み出すことを目的とした交流会を開催します。	市民協働課
(3-2-2) 町内会同士の課題や情報共有、交流の促進(★)	町内会長同士が意見や情報を交換する場を設け、各町内会で抱える課題や運営・活動ノウハウの共有を図ります。	市民協働課
(3-2-3) 市民企画講座の充実	現代的な課題の解決に向けて、学びたいことや取り組んでみたいことを市民活動団体自らが企画・運営する市民企画講座の充実を図ります。	生涯学習課

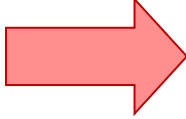
■ **社会福祉協議会の関連事業**

(No)取組名	取組内容
(3-2-4) 町内福祉委員会研修会の開催	町内福祉委員会の活動を活性化し、委員の意識と知識を向上させるために、町内福祉委員会全体研修会などの研修会を開催します。
(3-2-5) 地域福祉活動を推進するための研修会の開催	地区社協主催の地域福祉活動勉強会や防災・福祉の研修会、ハートフルケアセミナーなど、地域生活に密着した講習会を実施し、個別テーマごとの実践者の育成を行うとともに、他地域の先進的な活動事例などを紹介し、活動のヒントを得られるような研修会を開催します。
(3-2-6) 生活支援ネットワーク会議の開催	市民・事業者・専門職等の様々な主体と協力しながら、地域の高齢者をはじめとする住民が安心して暮らしていける仕組みづくりを進めるため、地区社協単位で生活支援ネットワーク会議を開催します。

基本方針4 資金・組織体制の充実支援

◆ 成果指標

資金に関する課題が「特にない」と答えた団体の割合

現状値 【令和4年度(2022年度)】		目標値 【令和13年度(2031年度)】
52.8%		62%

(1) 補助金など活動資金面の支援

■ 推進事業(アクションプラン)

(No)取組名	取組内容	担当課
(4-1-1) 市民活動補助制度の運用 (★)	「市民協働推進基金」を財源とする市民活動補助制度を運用し、地域が抱える諸課題を解決するための市民活動を支援します。 また、時代ニーズに合った制度として機能するよう、適宜制度のバージョンアップを研究・検討します。	市民協働課
(4-1-2) 市民協働推進基金の運用	市民協働によるまちづくりを財政面から支援する「市民協働推進基金」を運用するために、市民に向けた啓発を行います。 また、基金を有効活用します。	市民協働課
(4-1-3) 町内会補助制度の運用	地域団体等の活動の場である、町内公民館の施設整備のための補助制度を運用します。 また、地域の連帯感の醸成や良好なコミュニケーションの形成を図るための町内会活動に対し補助制度を運用します。	市民協働課
(4-1-4) 民間助成制度に関する情報提供の実施	民間で行われている助成制度の情報を定期的に収集し、市民活動情報サイトやSNS、市民交流センター館内掲示などの方法を使って積極的に配信するとともに、相談支援を行います。	市民協働課

■ 社会福祉協議会の関連事業

(No)取組名	取組内容
(4-1-5) 地域福祉活動に関する助成制度の運用	町内福祉委員会による地域福祉活動を支援するため、助成を行います。 また、助成申請にあたっての相談や申請書類作成にあたってのサポートを行います。
(4-1-6) ボランティア活動支援のための助成実施	ボランティア活動の活性化や活動者の資質向上及び増員のための助成、ボランティア活動を行うために必要な備品購入費用の助成を行います。

(2)団体の組織基盤整備に関する支援

■ 推進事業(アクションプラン)

(No)取組名	取組内容	担当課
(4-2-1) スキルアップ講座の開催	地域団体や市民活動団体のメンバーのスキルアップや組織経営能力の向上を目指し、時代やニーズに応じた、ICT スキルの向上、ファシリテーションなどに関する講座や、財務処理やNPO法人設立の方法など団体の組織基盤を向上させるための講座を開催します。	市民協働課
(4-2-2) 市民活動団体運営支援	団体が持続的に発展していくために、相談・コーディネートなど伴走支援等により団体の支援をします。	市民協働課
(4-2-3) 町内会運営支援	町内会の円滑な運営や事務の効率化を図るため、町内会長や役員として必要な知識や情報、運営ノウハウ(ICT スキル)等を習得するための研修や情報提供を行います。	市民協働課

■ 社会福祉協議会の関連事業

(No)取組名	取組内容
(4-2-4) ボランティア養成講座の開催	ボランティア団体を活性化し、継続的な活動のために、技術ボランティアや福祉学習の講師団体をサポートするボランティアの養成講座、ボランティア活動の機会づくりや意欲向上につながる講座を開催します。

基本方針5 マルチパートナーシップの促進

◆ 成果指標

他の団体との協働経験あり

現状値 【令和4年度（2022年度）】		➔	目標値 【令和13年度（2031年度）】	
町内会	66.2%		町内会	86%
市民活動団体	52.8%		市民活動団体	59%

(1) 地域団体や市民活動団体と市との市民協働の推進

■ 推進事業(アクションプラン)

(No)取組名	取組内容	担当課
(5-1-1) 防犯研修会の開催と犯罪抑止事業の実施	町内会や防犯ボランティア団体との協働により、地域の防犯意識向上及び犯罪抑止のために研修会やパトロールを実施したり犯罪防止プレートなどの設置を行います。	市民安全課
(5-1-2) 減災まちづくり研究会の協働運営	NPO法人等との協働により、地域の防災力を向上させるために減災まちづくり研究会及び運営委員会の企画・運営を行います。	危機管理課
(5-1-3) 生活困窮者に対する就労準備支援	NPO法人との協働により、生活困窮者が自立した生活を送れるよう、就労意欲の喚起や就労準備としての日常生活習慣の改善に関する支援を行います。	社会福祉課
(5-1-4) 障害者社会参加促進事業の実施	障害者団体との協働により、スポーツ、レクリエーション、教養講座等を通じて障害のある人の社会参加を促進する事業を実施します。	障害福祉課
(5-1-5) 高齢者の地域生活を支える活動に対する支援	事業者等との協働により、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりをすすめるために、団体が行う活動を支援します。	高齢福祉課
(5-1-6) 発達障害のある児童などに対する支援	NPO法人等との協働により、発達障害に悩む児童やその保護者への適切な支援を実施するために、講座を開催します。	子ども発達支援課

(No)取組名	取組内容	担当課
(5-1-7) 健康に関する啓発活動の実施	市民活動団体との協働により、健康的な食生活について幅広い世代に周知するために、健康に関する講座や啓発活動を実施します。	健康推進課
(5-1-8) まちなか産直市の開催	市民活動団体との協働により、市民に地域農業への理解を深めてもらうため、メンバーが生産した農産物の対面販売及び食育に関する紙芝居の上演などを行います。	農務課
(5-1-9) 若年無業者支援事業の実施	NPO法人等との協働により、若者の社会的自立を支援するため、悩みや不安を抱えた、職業を持たない若者やその家族に対して、各種相談などの機会を提供します。	商工課
(5-1-10) さわやかなまちづくりを啓発する活動に対する支援	市民のモラル向上及びマナー遵守を通して、さわやかなまちづくりを進めるために、さわやかマナーまちづくり条例の啓発を行う市民活動団体の活動を支援します。	環境都市推進課
(5-1-11) 環境美化ボランティア活動に対する支援	環境美化に対する市民意識高揚のために、市民活動団体などが定期的に行う清掃などの美化活動を支援します。	ごみ資源循環課
(5-1-12) 川と海のクリーン大作戦の実施	国、県、ボランティア団体などとの協働により、矢作川の水辺の環境を維持し、ふるさとの美しい川や海を受け継いでいくために、清掃活動を行います。	維持管理課
(5-1-13) 自転車利用促進の取組	事業者等との協働により、過度に自動車に依存した状況から、他の交通機関への転換を促すため、自転車の利用促進及びルールやマナーを啓発するイベントを開催します。	都市計画課
(5-1-14) 公園の愛護活動に対する支援	公園環境美化及び公園愛護意識の高揚のために、公園愛護会が定期的に行う除草や清掃などの愛護活動を支援します。	公園緑地課
(5-1-15) 市民出前講座の開催	市民活動団体との協働により、地域が抱える諸課題を解決するため、自ら学びを通じて培った専門性を生かして、他の市民向けの講座を開催する市民出前講座を行います。	生涯学習課
(5-1-16) ジュニアの競技力向上につながる事業の展開	市スポーツ協会等との協働により、次世代を担うジュニアアスリートを支援するために、ジュニアの競技力向上につながる講習会や大会などの事業を充実させます。	スポーツ課

(No)取組名	取組内容	担当課
(5-1-17) 史跡をめぐるウォーキングの実施	市民活動団体との協働により、市民が地域への誇りや愛着を持つことができるよう、史跡などをめぐるウォーキングイベントを企画・運営します。	文化振興課

(2)イノベーションとなる協働の場や機会づくり

■ 推進事業(アクションプラン)

(No)取組名	取組内容	担当課
(5-2-1) 公民連携事業など共創の推進	行政や地域が抱える課題解決と新たなイノベーションを図るため、事業者等からの提案や相談を一括して受け付けるワンストップ窓口「公民連携フロント」を介したマッチング、実証実験、連携協定など様々な手法を用いて公民連携を推進します。	企画政策課
(5-2-2) あんじょう SDGs 共創パートナー制度の運用	持続可能なまちづくりと SDGs に取り組む企業・団体等の裾野を広げることを目的とした「あんじょう SDGs 共創パートナー制度」をより活性化させるため、メールマガジンの発行、パートナー同士の交流会やパートナーとの共同開催イベント等を実施します。	企画政策課
(5-2-3) 高校生 SDGsインタビュー事業の実施	学生が地域への愛着を持ち、地元企業を知り、地元に関わり続けることができる仕組みを育てるため、あんじょう SDGs 共創パートナー制度を通じて、高校生が企業取材を行うなど、学生と社会(企業)との関わりを創出する機会をつくります。	企画政策課
(5-2-4) マチナカプレイスメイキング事業の実施	市内の公共空間の活用ポテンシャルを図るため、まちのつかい方を蓄積し、仮説と結果からまちの可能性を把握し、まちをつかう機会、まちをつかう担い手を増やすことを目的とした社会実験を進めます。	都市計画課
(5-2-5) 協働の場・機会づくり「あんじょう協働リビングラボ」の実施(★)	リビングラボとは、生活空間(Living)＋実験室(Lab)を組み合わせた造語で、多様な関係者が集い、共に考え、試行し、学び合うことから、複雑な地域課題・行政課題の解決につながるようなクリエイティブな方策や次世代サービスを生み出す場として、継続して開催します。	市民協働課

**第3次安城市市民協働推進計画
推進事業(アクションプラン)編**

発行:安城市(令和6年4月)

編集:安城市 市民生活部 市民協働課

住所:〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

TEL:0566-71-2218

E-mail:kyodo@city.anjo.lg.jp